

事業を営んでいるみなさまへ

# 事業ごみの

# 処理のしかた

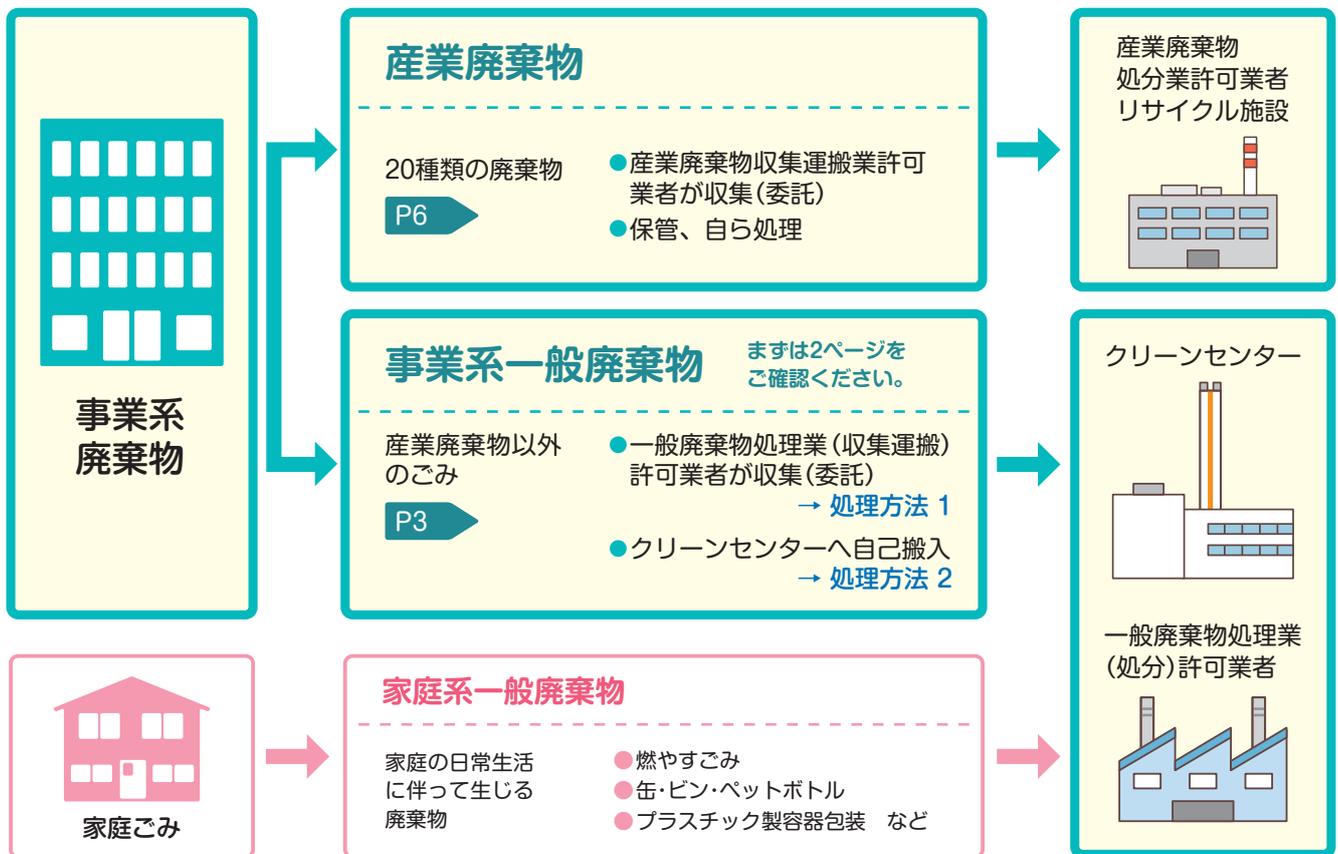


事業ごみは、種類・量を問わず集積所には出すことができません。

法律に定められたとおり、事業活動に伴って出たごみは事業者の責任で処理しなければなりません。

★廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条

★朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第5条



3Rを推進する“朝霞市”

# 事業系一般廃棄物の処理方法

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

## 処理方法 1

### 朝霞市一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託する方法

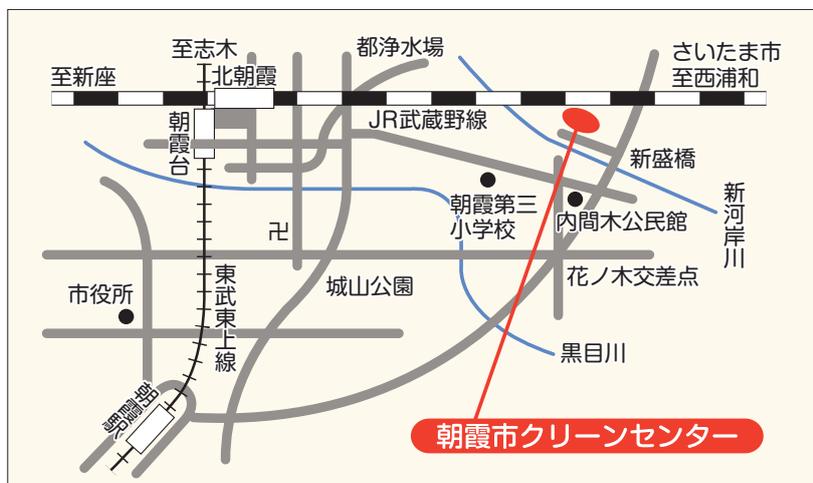
※本紙の許可業者一覧表に掲載されている以外の業者には、委託することができません。

- 再生利用の目的となる「紙類、布類、あき缶、あきびん」は、許可業者以外でも収集運搬することができます。  
リサイクル推進のため、これらの品目は、できるだけ資源回収業者へ依頼しましょう。
- 許可業者が市の処理施設に持ち込む場合は、排出者は、市の分別ルールに従って排出してください(P3参照)。
- 許可業者による収集運搬は、各会社へ直接お問い合わせください。

## 処理方法 2

### 朝霞市クリーンセンターへ直接搬入する方法

- 必ず分別したうえで、搬入してください(P3参照)。
- 大量に持ち込まれる場合は、事前にクリーンセンターにご連絡下さい。
- 紙類・布類は、ごみ減量のため、できるだけ古紙問屋へ搬入しましょう(P4参照)。



#### 受付

月～金曜日…午前9時～午後4時  
土曜日……………午前9時～正午  
※祝日・年末年始はお休みです。

#### 料金

10kgあたり……………220円

〒351-0033 朝霞市大字浜崎390-45 TEL.048-456-1593  
E-mail…sigen\_risaikuru@city.asaka.lg.jp

# 朝霞市で受け入れる事業系廃棄物

分別していない廃棄物は、受け入れできません

種類		主なもの(具体例)、注意点
資源	紙類	
	OA用紙	★コピー用紙など
	雑誌・ <sup>ざつがみ</sup> 雑紙	★雑誌 ★本 ★パンフレット ★ノート ★メモ用紙 ★包装紙 ★ビニールを取ったティッシュの空き箱 など ※次のものは必ず取り除いてください。 ビニール、金属類(金具、クリップ等)、布類(とじひも等)、ゴム
	ダンボール	★ダンボール
	新聞	★新聞紙 ★折込チラシ
	紙パック	★牛乳パック など ※内側が白色のもの。 ※内側が銀色のものは燃やすゴミへ。 ※軽くすすいだ後、開いて乾かしてください。
布類	★衣料品 ★毛布 ★シーツ ★タオル など ※汚れていないものに限りです。	
	燃やすごみ	★生ごみ ※水分をしっかりと切りましょう。 ★草木類 ※直径5cm以下、長さ50cm未満のものに限りです。 ★写真 ★圧着はがき ★感熱紙 ★シュレッダーにかけた紙 ※束になったものは外して下さい。 ※箱に入ったままでは処理ができません。 ★匂い・油の付いた紙などのリサイクルできない紙類 など
	粗大ごみ	★木製の家具類 ★木(直径10cm未満)など ★長さ180cm未満のものに限りです。

紙類・布類は、  
できるだけ古紙問屋へ  
依頼しましょう。

■次の品目は、家庭から出るごみと同質で少量発生するものに限りです。

★従業員の飲食に伴って出たごみに限ります(1日45リットル袋で2袋まで)。

種類		主なもの(具体例)、注意点
資源	ペットボトル	★飲料用などのペットボトル ※キャップとラベルは必ず取り、軽くすすいでください。
	びん・かん類	★飲料用などのびん・かん類 ※軽くすすいでください。
	プラスチック	★ペットボトルのキャップ・ラベル ★お弁当・カップ麺などのプラスチック容器 など ※汚れの取れないものは「燃やすごみ」へ。

## 一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧

※取り扱うことができるか、必ず事前にお問い合わせください。

業者名	所在地	電話番号
株式会社 アシスト	朝霞市上内間木407-5	048(456)3356
片山商事 株式会社	朝霞市栄町5-6-19	048(461)4126 0120(538)324
片山商事 株式会社	さいたま市見沼区深作5-18	048(685)1711
大村商事 株式会社	朝霞市上内間木713-8	048(456)0022 0120(538)113
株式会社 勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	048(461)1577
株式会社 東日本サービス	さいたま市見沼区染谷1-317	048(796)4341
株式会社 野島商事	新座市本多1-6-7	048(478)2049
株式会社 木下フレンド	所沢市東所沢和田3-1-10	04(2944)3737
太誠産業 株式会社	豊島区南池袋3-14-11 中町ビル	03(3989)0098
有限会社 志木リサイクル	志木市中宗岡5-14-27	048(471)1931
有限会社 丸松産業	新座市大和田2-231-1	048(478)2000
株式会社 ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山3884	048(532)1740
栗原興業株式会社	朝霞市泉水3-2-3	048(461)4906

## 一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧表【剪定枝のみ】

株式会社グリーンエコ	朝霞市大字上内間木544-1	048(458)2890
------------	----------------	--------------

## 一般廃棄物処理業(処分)許可業者一覧表

株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木407-5	048(456)3356
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木713-8	048(456)0022

令和2年3月現在の許可業者です

### 市内の古紙問屋(リサイクルできる古紙のみ対象)

三弘紙業株式会社/朝霞市泉水1-8-21 TEL.048-464-5255

有限会社富士紙業/朝霞市泉水2-1-15 TEL.048-467-8099

# 「3R」に取り組みましょう

## 「3R」とは

### リデュース(Reduce) 発生抑制

ごみを出さないこと。  
生産工程で出るごみを減らしたり、製品の長寿命化を図る。

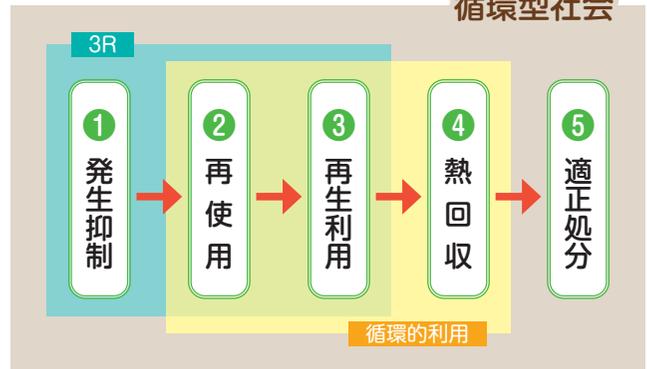
### リユース(Reuse) 再使用

一度使用して不要になったものをそのままの形で、あるいは一部加工・修理してもう一度使うこと。

### リサイクル(Recycle) 再生利用

ごみを原料(資源)として再利用すること。

## 循環型社会



循環型社会を構築するため、循環型社会形成推進基本法では、  
第一に廃棄物等の発生抑制  
第二に使用済製品、部品等の適正な再使用  
第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用  
第四に熱回収を行い、  
それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては  
適正な処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされています。

## 事業所によるごみの減量、分別の取り組み

★循環型社会への企業貢献は、経費削減や会社のPR効果が期待できます。

### ごみ量や種類などを把握します

発生するごみ量、ごみの種類等を知ることは、ごみの減量・リサイクルを始める第一歩です。ごみ量、ごみの種類等を把握することによって、処理経費等の削減が図れます。

### ごみとなるものは、使わない

使い捨ての紙コップ、ペーパータオルなどの使用をやめます。ダンボールの減量をするために、レンタル容器等の利用を導入しましょう。従業員にはマイ箸・マイカップの利用を促進し、また、正しいごみの分別を徹底します。

### 再利用を進めます

不要となった事務用備品等は、再利用買い取り業者などに処理依頼します。  
片面印刷したOA用紙は、裏面も活用します。

### 正しくごみを分別します

ごみを減らすには、ごみの分別を始めることが一番効果的です。習慣化すると手間ではなくなるとともに、費用もほとんどかかりません。また、一人ひとりが分別を実施しましょう。紙種ごとに分別BOXを作れば、後で分別する手間が省けます。

### 分別した資源は再生します

分別された資源が再生業者によって処理されれば、地球や環境に配慮した貢献活動となります。

### リサイクルの輪を広げます

資源回収されても、再生品が利用されないとリサイクルの輪が広がりません。文具類やトイレトーパー等、再生品を積極的に利用します。



### エコな事業所を目指します

たとえば

- 簡易包装や買い物袋持参の奨励
- はかり売りの推進
- 使い捨て容器の自粛及び詰め替え用商品の販売
- トイレ、紙パック、自店で販売した商品等の回収 など  
環境にやさしい取り組みを消費者に推奨します。



## よくある質問

**Q** お店と住宅が一体になっています。事業ごみになるのですか。

**A** 住宅から出たごみは家庭ごみ、お店から出たごみについては事業ごみとなります。

**Q** お店から出たごみといっても、従業員のお弁当など家庭ごみと変わらないものばかりなのですが集積所には出せないのですか。

**A** 集積所には出せません。従業員のお弁当など家庭から出るごみと同質で少量発生するものに限り、直接搬入は可能です。

**Q** アパートなどの賃貸業を営んでいます。敷地内の集積所にごみを不法投棄されました。どうしたらよいですか。

**A** 敷地内の集積所は所有者の管理責任となります。事業ごみとして処理してください。

**Q** OA用紙をクリーンセンターに持ち込んだ場合と古紙問屋に持ち込んだ場合では、何か違いがあるのですか。

**A** クリーンセンターでは、処分料が発生します。古紙問屋に直接持ち込めば買い取りされます。ただし、古紙の買い取り価格は、市況により変動します。詳しくは、古紙問屋へご確認ください。

**Q** 事業所のごみを市へ報告する義務はあるのですか。

**A** 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条3項の規定により事業用大規模建築物の所有者の方には、「事業系一般廃棄物減量等計画書」等を毎年6月末までに提出していただいております。



※詳しくは、朝霞市クリーンセンターへお問い合わせください。

## 産業廃棄物

★産業廃棄物は、市で処理できません。

産業廃棄物についての  
問い合わせ先

- 埼玉県産業廃棄物指導課 / TEL.048-830-3125
- 埼玉県西部環境管理事務所 / TEL.049-244-1250

	種類	内容・具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃えがら	焼却灰や火力発電所から発生する石炭がらなど
	汚泥	工場排水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
	廃油	潤滑油、洗浄油、食用油、塗料など
	廃酸	硫酸、塩酸、硝酸、写真漂白液など
	廃アルカリ	廃灰汁、アンモニア廃液、写真現像廃液など
	廃プラスチック類	ビニールクロス、タイヤ、研磨くずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	トタン、ロッカーなど
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ブロック、タイルなど
	木くず	貨物の物流のために使用したパレット(貨物積付けに使用した梱包用木材を含む)
	鉱さい	鋳物砂、不良石灰、鉱石など
	がれき類	工作物除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ、ボード、かわらなど
	ばいじん	集じん施設によって捕捉されたもの
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業等で排出されるもの 印刷くず、製本くず、裁断くずなど
	木くず	建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、物品賃貸業などで排出されるもの 廃木材、おがくず、梱包材、板きれ、チップなど
	繊維くず	建設業、繊維工業等で排出されるもの 木綿、羊毛、麻、糸、布など
	動植物性残さ	食料品製造業、医療品製造業、香料製造業等で排出されるもの 醸造かす、発酵かすなど
	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場で、とさつ・解体した獣畜等に係わる固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの 牛、馬、にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出されるもの 牛、馬、にわとりなどの死体	